

令和7年度 第6回阿見町農業委員会 議事録

1. 日 時：令和7年9月10日（水）午後1時30分～

2. 場 所：阿見町役場 3階 301会議室

3. 出席委員：農業委員 10名 農地利用最適化推進委員 10名

1番	小松崎秀昭	君	1番	飯野利明	君
2番	浅野周一	君	2番	吉田典子	君
3番	飯塚尚志	君	3番	細田展之	君
4番	山崎翔子	君	4番	寺田清	君
5番	大塚芳夫	君	5番	吉田誠	君
6番	吉田修夫	君	6番	糸賀稔	君
7番	飯村正弘	君	7番	本間保	君
8番	島田辰男	君	8番	諏訪原昌子	君
9番	柳生利幸	君	9番	塚原努	君
10番	横張清彦	君	10番	秋葉政男	君

4. 欠席委員：0名

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第24号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第25号 農地法第4条の規定による許可について

議案第26号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第27号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

報告第19号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

報告第20号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第21号 農地法第5条の制限除外の農地の移動届に対する決定について

報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 小松澤 智 君

農業委員会事務局 関山 学 君

農業委員会事務局 大津 知也 君

7. 会議の概要

午後1時30分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席農業委員10名、出席推進委員10名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、2番浅野周一委員・3番飯塚尚志委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

＜議案第24号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について＞

議長： 議案第24号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 説明に入る前に資料の訂正がございます。受人の申請事由に「受人の要望による」と記載されておりますが、正しくは「渡人の要望による」になりますので、資料の訂正をさせていただきます。それでは説明に入ります。

今回は1件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号1番についてご説明いたします。

申請地は、大字若栗地内の畑1筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域内になります。所有権移転の兄弟間による贈与です。譲受人の年齢は〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人のみ。農作業従事期間は60日。作付予定作物は露地野菜です。

譲受人は譲渡人の要望により、譲渡人については管理が困難であることから本申請に至ったとのことでした。

説明は以上となりますが、農地法第3条第2項各号に該当する項目を確認したところ、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を5番大塚芳夫委員お願い致します。

5番： 整理番号1番について報告します。整理番号1番は事務局の説明のとおりです。現地調査を行った結果、申請地は耕作中の農地であり、隣地境界については問題なく、土地利用計画からも周辺農地への影響もないと思われます。譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理するものと見込まれますので、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： 整理番号1番でご質問等ありますか。（質問等なし）

議長： これより議案第24号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

＜議案第25号 農地法第4条の規定による許可について＞

議長： 続いて、議案第25号 農地法第4条の規定による許可についてを議題と致します。

事務局： 今回は、1件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号1番についてご説明いたします。

申請地は、大字実穀地内の畑2筆で、面積〇〇㎡。農地区分は、農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断いたしました。

また、本申請は、次の議案第26号農地法第5条整理番号2番の自己用住宅建築に関連する事業となっており、申請地は既に申請者の居宅、農業用倉庫及び砂利敷駐車場等宅地の一部として使用されています。そのため、本申請は是正を目的としており、追認案件となることから始末書も添付されております。

本案件は、他法令の絡みもなく、申請書類についても特に問題は見受けられませんでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を2番浅野周一委員お願い致します。

2番： 整理番号1番について報告します。整理番号1番は事務局の説明のとおりです。現地調査を行った結果、申請地は宅地内にある再生不能な農地となっています。隣地境界については問題なく、土地利用計画からも周辺農地への影響もないと考えます。よって、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

します。

議長： 整理番号 1 番でご質問等ありますか。（質問等なし）
議長： これより議案第 25 号 農地法第 4 条の規定による許可について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、
議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第26号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 続いて、議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は、5 件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号 1 番についてご説明いたします。

申請地は、大字荒川本郷地内の畑 1 筆で、面積は〇〇㎡。農地区分は、農業公共投資の行われていない 10ha 以上農地が広がっていることから第 1 種農地と判断いたしました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造平屋建て、建築面積 95.29 ㎡。造成計画は、造成計画は、30 c m 程度の盛土を行い、周囲は土留め工事を行います。給水は公共上水道。雨水は敷地内に雨水浸透枳を設置。汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。放流同意の確認もとれています。資金は、住宅ローンを利用します。

他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

続いて、整理番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、大字実穀地内の畑 1 筆で、面積は〇〇㎡。農地区分は、農業公共投資の行われていない 10ha 以上農地が広がっていることから第 1 種農地と判断いたしました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

当該申請は、先にご説明しました議案第 25 号農地法第 4 条の申請に関連する案件となっております。

計画内容は、木造 2 階建て、建築面積 58.91 ㎡。造成計画は、盛土等は行わず現状のまま利用し、周囲は土留めを行います。給水は公共上水道。雨水は敷地内に雨水浸透枳を設置。汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。放流同意の確認もとれています。資金は、住宅ローンを利用します。

他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

続いて、整理番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、大字掛馬地内の畑 1 筆で、面積は〇〇㎡。農地区分は、農地の広がりがない 10ha 未満の小集団の農地であり、第 3 種農地にも該当しないので第 2 種農地と判断いたしました。候補地を検討した結果、代替性がないことを確認しています。

設置する太陽光パネルは 595W が 164 枚、パワーコンディショナー 5.5kw が 9 台で、発電出力は 50kw 未満です。本申請は、従来の固定買取制度（FIT）ではないものですが、東電等との調整もすべて了しています。

造成計画は現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、雨水排水は自然流下となります。資金計画は自己資金により賄います。

なお、他法令として、文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

続いて、整理番号 4 番についてご説明いたします。

本件は、譲受人が〇〇発注の道路改良舗装工事を受注したことに伴い、排水路の築造工事を行う為の工事用道路が必要であることから、6 ヶ月間の一時転用申請になります。

す。

申請地は、大字小池地内の田 4 筆〇〇㎡、畑 1 筆〇〇㎡。計 5 筆、面積〇〇㎡。全て農振農用地区域内になります。

農振農用地区域内における農地転用の不許可の例外項目ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる場合に該当しています。町から発行された農地の一時が転用差し支えない旨の意見書も添付されております。

造成計画は、50 c m 程度の盛土を行い、上に鉄板を敷きます。

事業完了後は譲受人が現状復旧します。関係法令との協議も了しております。

続いて、整理番号 5 番についてご説明いたします。

申請地は、大字荒川本郷地内の畑 1 筆で、面積〇〇㎡。農地区分は、農業公共投資の行われていない 10ha 以上農地が広がっていることから第 1 種農地と判断いたしました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

譲受人は、既存宅地への進入路が共有管理の私道であり、今回所有者等のお一人から同意がもらえなかったことから、隣地の畑を一部分筆し、既存宅地への進入路として申請された案件となっています。

造成計画は盛土、切土等はせず碎石を敷きます。現状、進入口にあたる部分には生垣がありますが、そちらは撤去します。雨水排水は自然流下となります。資金計画は自己資金により賄います。

なお、他法令につきましては、都市計画法の開発行為には該当せず、文化財保護法については、周知の包蔵地「〇〇遺跡」の範囲内ですが、届出済みとなっています。

以上 5 件につきまして、他法令の絡み等で調整を要する案件については、関連機関との調整の上、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番・5 番を 7 番飯村正弘委員、整理番号 2 番を 2 番浅野周一委員、3 番を 9 番柳生利幸委員、4 番を大塚芳夫委員お願い致します。

7 番： 整理番号1番について報告します。整理番号1番は事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は耕作中の農地で管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

2 番： 整理番号2番について報告します。整理番号2番は事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は再生不能な農地でした。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

9 番： 整理番号3番について報告します。整理番号3番は事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は雑草地となっておりましたが、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

5 番： 整理番号4番について報告します。整理番号4番は事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は耕作中の農地でありました。現在建設工事中の県道のバイパスに伴う排水路築造工事を行うための工事用道路ということで、特に問題なく、周辺農地への影響もないと考えます。よって、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

7 番： 整理番号5番について報告します。整理番号5番は事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は耕作中の農地であり、また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請に

については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 整理番号 1 番から 5 番でご質問等ありますか。（質問等なし）
議 長： それでは議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案について賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第 27 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議 長： 続いて、議案第 27 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は、3 件の願出がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号 1 番について説明いたします。

願出地は、大字吉原地内。登記地目が畑 1 筆、面積〇〇㎡。20 年以上前から事業用駐車場として利用されている土地になります。国土地理院の航空写真からも 20 年以上前から一体利用していることが確認できました。現況に即した地目に是正するため、本願出に至ったとのことです。

続いて整理番号 2 番について説明いたします。

願出地は、大字大室地内。登記地目が田 1 筆、面積〇〇㎡。現地は 20 年以上前から荒廃し、現在は雑木が生えている等、原野化している土地になります。国土地理院の航空写真からも 20 年以上前から原野化していることが確認できました。隣地の空き家と一体的に売りに出す計画があることから、地目変更のため、本願出に至ったとのことです。

続いて整理番号 3 番について説明いたします。

願出地は、大字島津地内に、登記地目が田 1 筆〇〇㎡、畑 3 筆〇〇㎡、大字追原地内に、登記地目が畑 1 筆〇〇㎡、計 5 筆、面積〇〇㎡。現地は全て山林原野化しており、5 筆の内 4 筆が隣地と一体的に山林化していることから、願出地への進入路がなく、現地確認が実施できませんでした。そのため、現地から少し離れたところからの確認や航空写真等により調査員にご確認いただいております。国土地理院の航空写真からも 20 年以上前から山林原野化していることが確認できました。地目変更のため、本願出に至ったとのことです。

簡単ですが説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 3 番飯塚尚志委員、整理番号 2 番・3 番の島津地区を 9 番柳生利幸委員、整理番号 3 番を追原地区は吉田委員お願いいたします。

3 番： 整理番号 1 番について報告します。整理番号 1 番は事務局の説明のとおりです。現地確認の結果、申請地は以前コンビニエンスストアを営んでいた場所であるが、現在は事務所・倉庫・駐車場として活用されています。現在畑は舗装されているため、物理的に畑に戻すことは困難であるため非農地証明の発行は妥当であると判断します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

9 番： 整理番号 2 番について報告します。現地確認の結果、申請地は雑木が生えており、農業用機械では整地が難しいため、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

6 番： 整理番号 3 番の追原地区について報告します。現地調査の結果、現地は荒れ地であり、立ち入りが困難でした。よって、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

9 番： 整理番号 3 番の島津地区について報告します。現地調査の結果、周辺状況を見て、その土地を復元したとしても継続して利用はできないと判断しました。よって、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：これより質疑に入ります。(質問等なし)
これより、議案第 27 号 現況確認証明の発行について(非農地証明)採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第 28 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について>

議長：続いて、議案第 28 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：議案第 28 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明します。

今回は 35 件の計画となります。島津掛馬地域の更新分と通常の間管理権の設定である一般分になっています。島津掛馬地域、田 38 筆、面積〇〇㎡、貸し手 30 名、借り手 5 名、一般分、田 2 筆〇〇㎡、畑 4 筆〇〇㎡、貸し手 5 名、借り手 3 名、合計で田 40 筆〇〇㎡、畑 4 筆〇〇㎡、貸し手 35 名、借り手は 8 名となっています。詳細についてはお読み取りください。簡単ですが説明は以上です

議長：これより質疑に入ります。(質問等なし)

議長：これより、議案第 28 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。(案)を消してください。

<報告事項>

議長：これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局：報告第 19 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について 3 件です。

報告第 20 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について 5 件です。

報告第 21 号 農地法第 5 条の制限除外の農地の移動届に対する決定について 2 件です。

報告第 22 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について 4 件です。

阿見町農業委員会事務局処理規程第 6 条に基づき専決処分したので報告させていただきます。令和 7 年 9 月 10 日阿見町農業委員会事務局長小松澤智。

議長：以上で本日の報告事項は全て終了いたしました。次にその他に入ります。事務局をお願いします。

<その他>

事務局：その他(事務連絡)

① 農業委員会に関する今後の予定

② 現地調査及び総会の予定

10 月現地調査 10 月 8 日(水)当番委員 4 番 山崎翔子委員

当番委員 5 番 大塚芳夫委員

10 月定例総会 10 月 10 日(金)午後 3 時

③ さわやかフェアについて

・焼き芋販売を実施

・日時：10 月 26 日(日)10 時～

・前日準備あり

※阿見サンクラブで野菜販売

議長：その他、質疑・意見等ございませんか。無いようですので、本日の総会はこれで閉

会します。ご苦劳様でした。

午後 2 時 5 0 分 閉会

議 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印